



～新型コロナウイルスの影響下で、
ワンちゃんへの狂犬病予防注射はどうしたらいいの？～

狂犬病予防法では、ワンちゃんを飼育されている方は、毎年4月1日から6月30日までの期間にワンちゃん（生後91日齢以上）に狂犬病予防注射を受けさせる必要があります。

しかし、昨今の新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延防止措置の対策を講じる事情（緊急事態宣言の発令に伴う外出自粛、動物病院の混雑による3密防止等）により6月30日までに予防注射ができなかった場合は、7月以降（遅くとも12月31日まで）に予防注射を行うことも可能となっております。

ただし、この措置は狂犬病予防注射を行わなくてもよいとしたものではありません。ワンちゃんへの狂犬病予防注射は飼い主の大切な義務ですので、適切な時期に感染防止対策を講じて、必ず予防注射を受けさせてあげてください。

また、動物病院を受診する際は、待合室での混雑を避けるため、事前にかかりつけ動物病院に電話連絡で相談することや屋外で順番を待つことなどの配慮をよろしくお願いします。

